

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成27年3月に「第1期三木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援する環境を整備することを目的に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を計画的に推進してきました。

こうした中、平成28年に保育の質の確保と子どもと保護者の利便性を図るため「仕事・子育て両立支援事業」の改正が行われことや、平成29年6月には待機児童、M字カーブ解消を目標とした「子育て安心プラン」が策定されたことなど、第1期計画期間中も子どもを取り巻く環境は変化を続けました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。また、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた三木町地域福祉計画や三木町障がい者プラン、三木まんてん健康プロジェクト2016等をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価及び進捗状況の点検を行い、必要に応じて中間見直しを行うものとします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議[※]の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「三木町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

※子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制。

(2) アンケート調査の実施

三木町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しました。

(4) パブリック・コメントの実施

令和元年12月25日から令和2年1月24日まで計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。そこで寄せられた意見を計画に反映しました。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等実施し、基本目標ごとに設定した評価指標に基づき、三木町子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。